

『女性やシニア、若者等の優秀な人材を確保したい /自社の若手人材を育成したい』

人材対策事業

地域の中小企業・小規模事業者の皆様が、女性やシニア、若者等の自社の将来を担う優秀な人材を確保できるよう、支援します。

対象となる方

- ・女性やシニア、若者等の優秀な人材を新たに確保したい中小企業・小規模事業者の方
- ・自社の若手人材を育成したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

1. 中小企業新戦力発掘プロジェクト

育児等で退職し、再就職を希望する主婦等を対象に、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習（いわゆるインターンシップ）を支援します。実習生には月額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給します。

（週3～5日、2週間～3ヶ月程度の実習期間です。）

2. 新卒者就職応援プロジェクト

新卒者等（①平成27年3月に大学等を卒業予定であって、平成26年10月1日以降、就職先未内定である学生（ただし、大学等の夏季休業中は可能）、②平成23年3月以降に高校・大学等を卒業した未就職者）を対象に、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習（いわゆるインターンシップ）を支援します。実習生には月額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給します。

（週5日、2週間～3ヶ月程度の実習期間です。）

3. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

優秀な人材の確保のため、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援します（経営者による出前講座、合同就職説明会、新人研修等）。

また、高度専門的な人材を必要としている中小企業・小規模事業者に対して、実務経験豊富なシニア人材の確保・定着を支援します（シニア人材が小規模事業者等で働く上で求められるスキル等を学習できる研修の実施や職場体験の機会の提供、マッチング等）。

ご利用方法

1. 中小企業新戦力発掘プロジェクト及び 2. 新卒者就職応援プロジェクト

職場実習の実施を希望される中小企業・小規模事業者及び女性・新卒者等は、各事業実施機関（※中小企業庁ホームページでご確認ください。）に直接登録申し込みを行ってください。

3. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

参加を希望される中小企業・小規模事業者の方は、各地域の事業実施機関（※中小企業庁ホームページでご確認ください）にご相談下さい（実施機関によって、対象地域や業種等に制約がありますのでご了承ください）。

お問い合わせ先

- ・全国中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・各経済産業局 産業人材政策課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・中小企業庁 経営支援課 TEL. 03-3501-1763

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>